

# 水防法に基づく氾濫通報制度等について

---

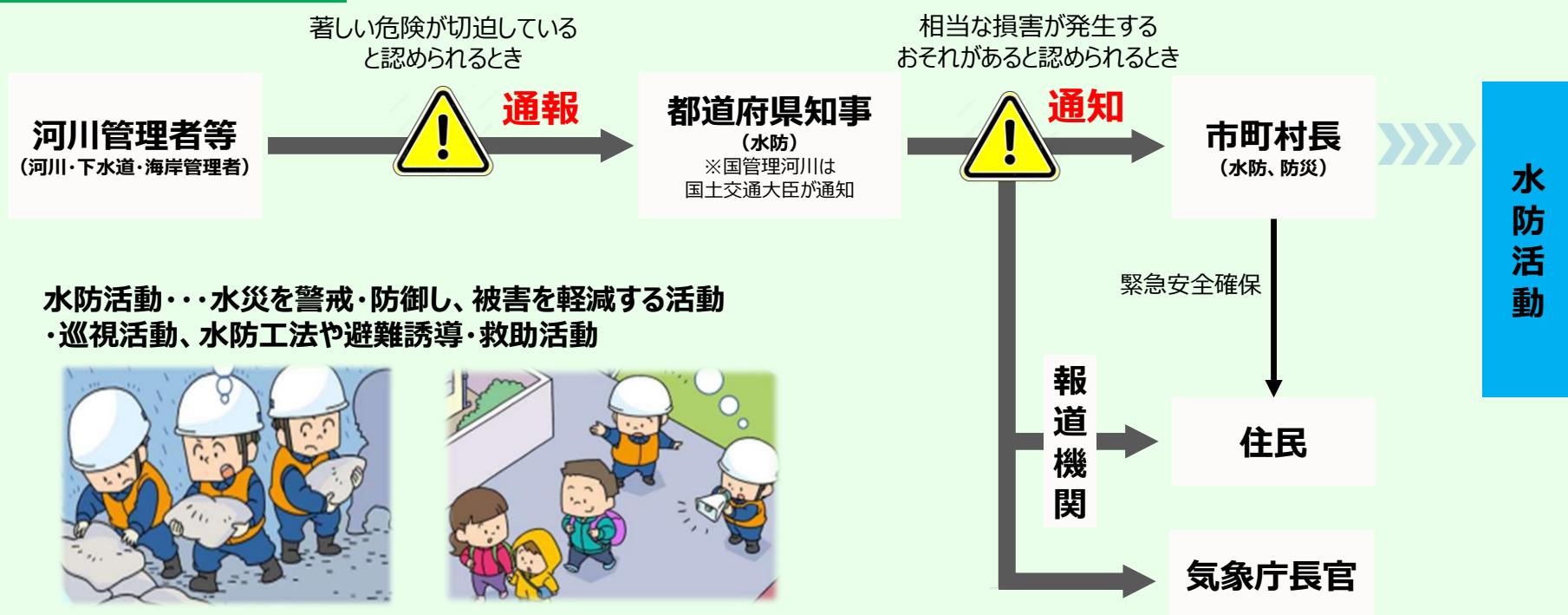
令和7年 12月  
水管理・国土保全局

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
  - 泛濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

※浸水想定区域…住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっている）

## 新たな通報制度の概要



# 氾濫通報等と新しい防災気象情報について

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。（例：レベル4大雨危険警報等）
- レベル5相当情報については、氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。

## 水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

警戒レベル 5相当	河川氾濫			大雨 <sup>※4</sup> 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5 <sup>※1、2</sup> 氾濫特別警報	レベル5 <sup>※2</sup> 氾濫発生情報	レベル5 <sup>※2</sup> 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 <sup>※1、2、5</sup> 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！

＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞

警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 <sup>※3</sup> 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※ 1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。

※ 2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。

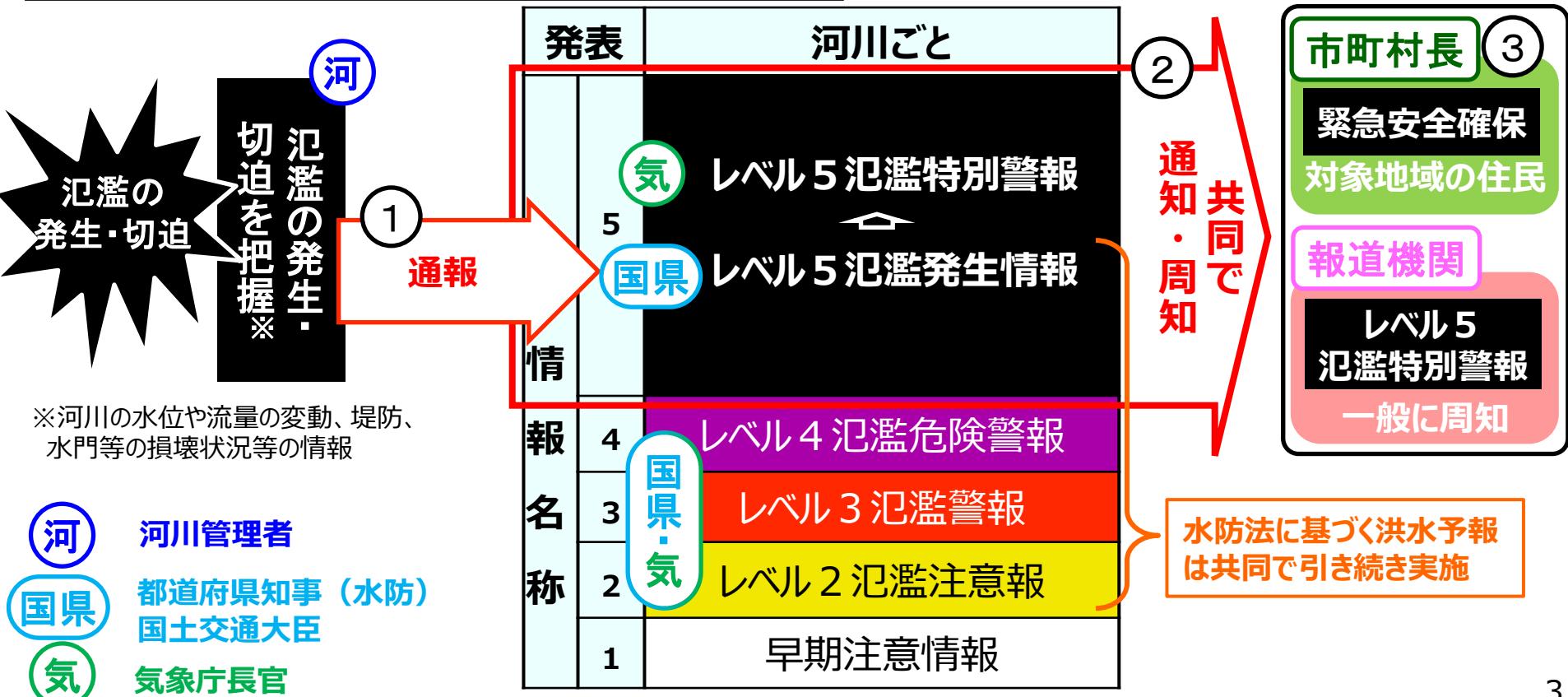
※ 3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。

※ 4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。

※ 5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**  
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**  
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2 第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5氾濫特別警報（レベル5氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

## 警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]

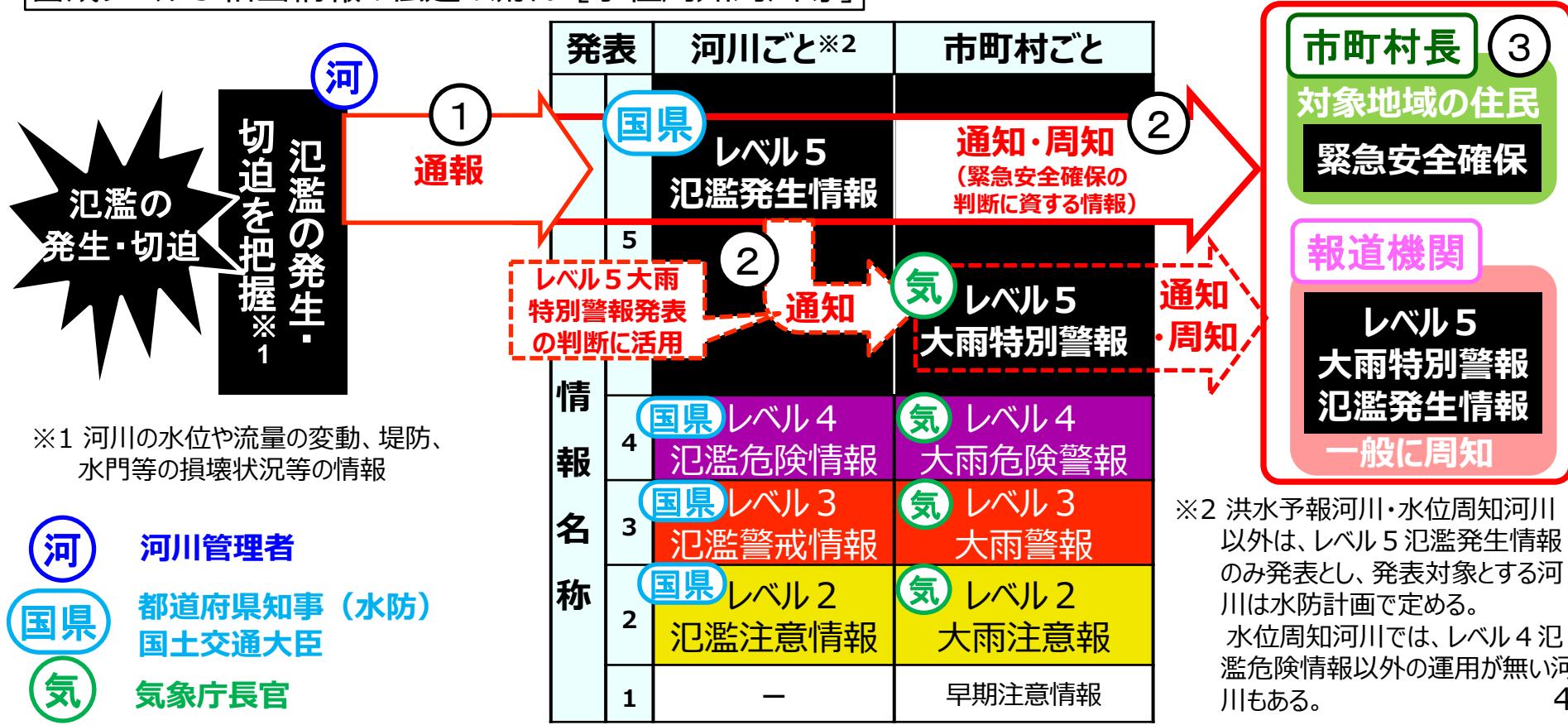


- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】

②国土交通大臣又は都道府県知事は、河川管理者からの通報に基づき、レベル5氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知（気象庁が発表するレベル5大雨特別警報の発表判断にも活用） 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】

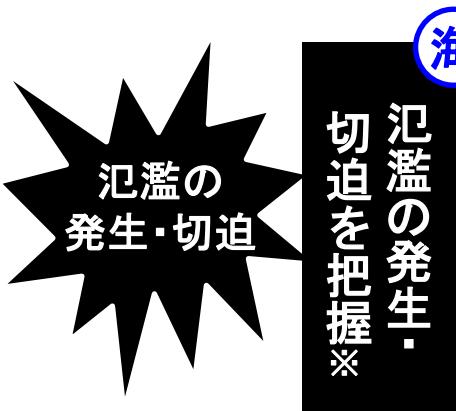
③市町村長は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5氾濫発生情報」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断

## 警戒レベル 5 相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**海岸管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
- 【水防法 新第24条の2 第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、海岸管理者等からの通報に基づき、**レベル5高潮氾濫発生情報**を**関係機関**へ**通知・周知**するほか、気象庁の求めに応じ、**高潮の特別警報の判断に必要な情報**（指定海岸の水位の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**。
- 【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項、気象業務法 新第13条の2 第5項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣、気象庁長官、都道府県知事からの「レベル5高潮特別警報（レベル5高潮氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民**に対して**緊急安全確保の発令を判断**。

## 警戒レベル5相当情報の伝達の流れ[高潮予報海岸]



- 海 **海岸管理者等**
- 国県 **国土交通大臣**  
**都道府県知事**
- 気 **気象庁長官**

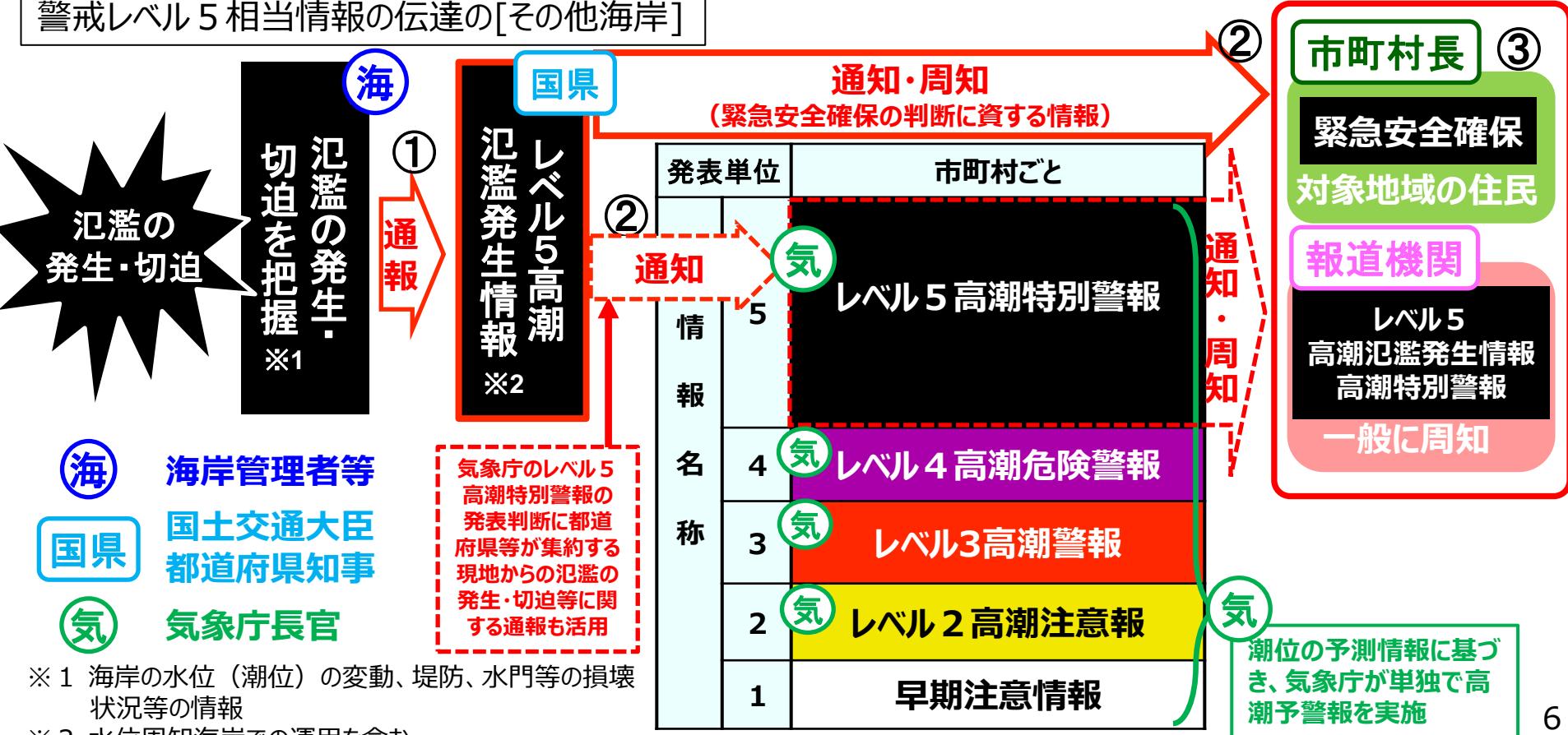
※ 海岸の水位（潮位）の変動、堤防、水門等の損壊状況等の情報



海岸の地形や施設の影響を加味した波の打上げ高の影響を含む予測情報に基づき、三者が共同でより精度の高い高潮予警報を実施

- ①高潮による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者にプッシュ型で情報提供するため、海岸管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に都道府県知事へ通報する制度を創設。  
【水防法 新第24条の2 第1項、新第25条第1項】
- ②国土交通大臣又は都道府県知事は、海岸管理者等からの通報に基づき、レベル5高潮氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知。（気象庁が発表するレベル5高潮特別警報の発表判断にも活用）【水防法 第13条の4、新第24条の2 第2項】
- ③市町村長は、国土交通大臣、都道府県知事からの「レベル5高潮氾濫発生情報」の通知を踏まえ、対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断。

## 警戒レベル5相当情報の伝達の[その他海岸]



# 土砂災害に関する情報

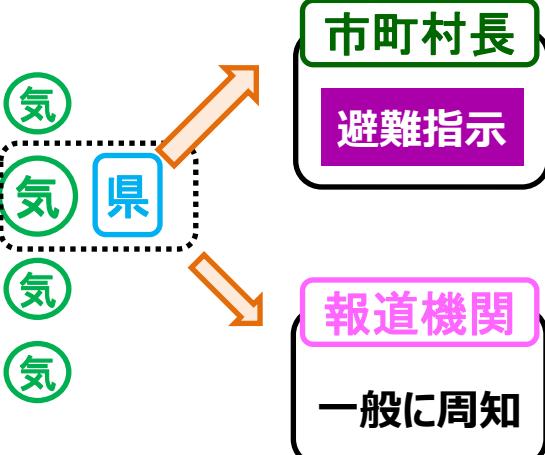
- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4土砂災害危険警報**に呼称が変更される※が、**情報の伝達の流れは変わらない**。
 

※土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報であることは変わらない
- レベル3土砂災害警報**は、3時間先※にレベル4土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合に発表。  
現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない**情報発表が大幅減**。
 

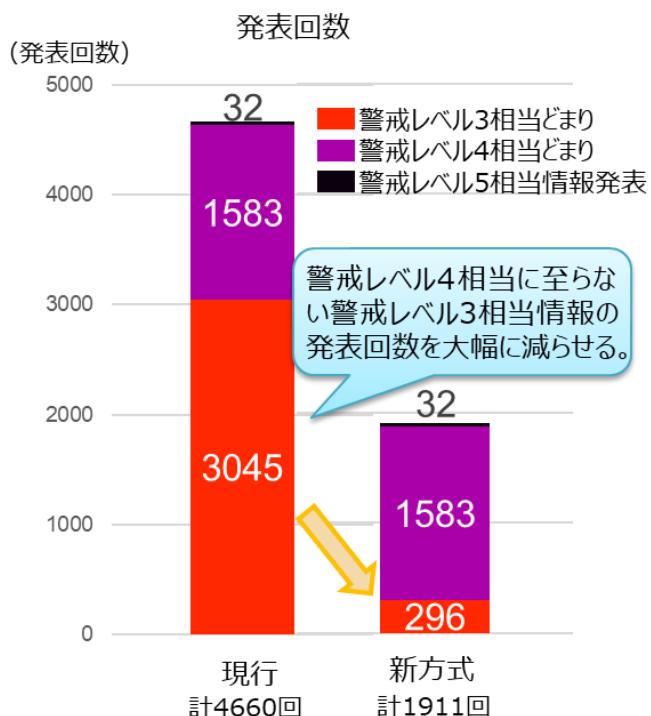
※4~6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

## 警戒レベル4相当情報の伝達の流れ

発表指標	60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
5	レベル5土砂災害特別警報
4	レベル4土砂災害危険警報
3	レベル3土砂災害警報
2	レベル2土砂災害注意報
1	早期注意情報



## 警戒レベル3相当情報の発表回数の比較（令和3年のデータに基づく）



都道府県知事



気象庁長官